庄原市社協訪問介護事業所ゆるり

（障害福祉サービス）

運　営　規　程

社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会

庄原市社協訪問介護事業所ゆるり運営規程

（障害福祉サービス）

（事業の目的）

第1条　　　社会福祉法人庄原市社会福祉協議会が開設する庄原市社協訪問介護事業所ゆるり（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者　　及び障害児（以下「利用者」という。障害児にあっては、その保護者を含む。）に対し、適切な本事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　　　市町及び地域包括支援センターと協働して地域包括ケアシステムの推進に尽力し、利用者がその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を総合的に行う。

　　　　２　利用者の自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの実現を目指す。

（１）利用者の意思及び人格を尊重して､常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。（２）地域との結びつきを重視する。

（３）市町、特定相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健･医療･福祉サービスを提供する者との連携に努める。

　　　　３　在宅生活における利用者の心身の状態や変化等に関する情報について、市町及び担当する特定相談支援事業者等へ報告し、医療との連携強化に努める。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

５　提供する本事業は、障害福祉制度並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条　　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　庄原市社協訪問介護事業所ゆるり

　　　　（２）所在地　　広島県庄原市口和町永田４１５番地４

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条　　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　　　　　　　　　　　　　　　　１名（常勤）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従

業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　　　看護師　　１名（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する本事業の利用申し込みに係る調整、事業所の従業

者に対する技術指導、居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等にその内容を説明し、自らも本事業の提供にあたる。

（３）訪問介護員等　　介護福祉士　　　４名（常勤1、非常勤3）

　　　　　　　　　　１級課程修了者　３名（常勤1／サービス提供責任者と兼務、非常勤2）

　　　　　　　　　　 ２級課程修了者　２名（非常勤2）

　　　訪問介護員等は、居宅介護計画等に基づき、本事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条　　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営　業　日　　月曜日から日曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日を除

くが、利用者の状況によってはこの限りではない。

（２）営業時間　　　原則として、午前６時から午後９時までとする。

　　　　　　　　　　　　　　なお、利用者の状況によってはこの限りではない。

（３）電話等により、２４時間、常時連絡が可能な体制とする。

（本事業の内容）

第6条　　　提供する本事業の内容は、次のとおりとする。

（１）居宅介護計画書の作成

　　　　（２）身体介護に関する内容

　　　　　　ア　食事の介護

　　　　　　イ　排泄の介護

　　　　　　ウ　入浴の介護

　　　　　　エ　身体介護を伴う通院等介助

　　　　　　オ　その他日常生活を営むために必要な身体の介護

　　　　（３）家事援助に関する内容

　　　　　　ア　調理

　　　　　　イ　洗濯

　　　　　　ウ　掃除

　　　　　　エ　身体介護を伴わない通院等介助

　　　　　　オ　その他日常生活を営むために必要な家事の援助

　　　　（４）生活等に関する相談及び助言

　　　　（５）重度訪問介護に関する内容

　　　　（６）その他生活全般にわたる援助

（受領する費用の額）

第7条　　　本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

　　　　２　本事業を提供した際は、支給決定を受けた障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受ける。

３　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う本事業に要した交通費は、通常事業の実施地域を超えた地点から、路程１キロメートル当たり２５円を実費として徴収する。

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対

し、当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

　　　　５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用

を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条　　　事業所の通常の事業の実施地域は、庄原市口和町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条　　 従業者は、本事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

　　　　２ 　事業所は、利用者等からの緊急な対応の依頼に、速やかに対応できるよう必要な措置を講じる。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条　　　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号

に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
2. 成年後見制度の利用支援
3. 苦情解決体制の整備
4. 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施
5. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
6. 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（衛生管理等）

第11条　　　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施する。

２　事業所は、設備及び本事業に使用する備品等を清潔にし、衛生管理に留意する。

３　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げ

る措置を講ずる。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため

の研修及び訓練を定期的に実施する。

（掲示）

第12条　　　事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

２　事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第13条　　　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護す

るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（秘密保持等）

第14条　　　従業者は、正当な理由無く、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、事業者と従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（相談、苦情解決等）

第15条　 利用者等からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するための受付窓口を設置する等、必要な措置を講じる。

２ 前項の相談、苦情の内容等を記録し、必要に応じ市町へ報告するとともに、その内容を踏まえ、サービス向上、改善に向けた取り組みを行う。

　　　　　３ 事業所は、社会福祉法第８５条の規定により、運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（業務継続計画の作成）

第16条　　　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供

を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施しなければならない。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

（事故発生時の対応）

第17条　　　本事業の提供中に事故が発生した場合は、市町、利用者の緊急連絡先に連絡を行い、適切な対応を行うなど必要な措置を講じる。

また、事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営に関する重要事項）

第18条　　　事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　（１）採用時研修　　　　採用１年以内

　（２）継続研修　　　　　年１回

　（３）その他の研修

２　事業所は、運営責任者と主任等で常にサービス内容を検討する定期的な会議を行う。

３　従業者は、常に身分証明書を携帯し、求めに応じ提示するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人庄原市

社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成１８年　　４月　　１日から施行する。

この規程は、平成１８年　１２月　　１日に改正する。

この規程は、平成１９年　　８月　　１日に改正する。

この規程は、平成２０年　　１月　　１日に改正する。

この規程は、平成２０年　　９月　　１日に改正する。

この規程は、平成２１年　１２月　　１日に改正する。

この規程は、平成２３年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成２３年　１２月　　１日に改正する。

この規程は、平成２５年　１０月　　１日に改正する。

この規程は、平成２７年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成２８年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成２９年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成２９年　　７月　　１日に改正する。

この規程は、平成３０年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成３０年　　５月　１６日に改正する。

この規程は、平成３１年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　２年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　３年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　４年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　５年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　６年　　４月　　１日に改正する。